

## 日本医学哲学・倫理学会九州支部/九州医学哲学・倫理学会 役員選出規程

- 第1条 この規定は日本医学哲学・倫理学会九州支部/九州医学哲学・倫理学会会則に定められた役員の選出を目的とする。
- 第2条 運営委員は、学会員の内より選出する。
- 第3条 運営委員は、支部総会における承認を得て任命されるものとする。
- 第4条 支部長は、選出された運営委員の内から互選により選出される。
- 第5条 事務局長は、支部長が運営委員の内から指名する。
- 第6条 監事は、運営委員以外の会員の内から選出される。
- 第7条 本規程は支部総会出席支部員の三分の二以上の賛成をもって改廃される。

(平成22年7月17日 第1回九州支部総会にて制定)